

平成十八年五月二十六日受領  
答弁第二六四号

内閣衆質一六四第二六四号

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁書（平成十八年五月十六日内閣衆質一六四第二五〇号）三について述べた処分説明書の写しについては、外務省として、平成十八年四月十八日に懲戒免職処分を行った職員の氏名等を不公表としたこと等を踏まえ、提供することを差し控えたものである。

二について

外務省においては、国会議員から資料の提供の要求があった場合には、担当部局が、必要に応じて、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第三条において国会との連絡に関する事務等をつかさどることとされている大臣官房等と協議して対応することとしている。